

大鳴門橋自転車道デザイン会議設置要綱

（目的）

第1条 大鳴門橋自転車道の開通を契機とする鳴門公園及び周辺地域の受入環境整備及び魅力度の向上を図ることを目的として、大鳴門橋自転車道デザイン会議（以下「会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1）鳴門公園及び周辺地域の受入環境整備に関すること。
- （2）鳴門公園及び周辺地域の魅力度の向上に関すること。
- （3）その他、目的を達成するために必要と認められること。

（組織）

第3条 会議は別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

（座長）

第4条 会議には、座長1名を置き、自転車活用促進・ツーリズム推進部会の部会長がこれに当たる。

2 座長は、会議を代表し、議事を総理する。

3 座長に事故があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 座長は、会議の運営上必要な場合は、委員以外の者を会議に出席させて、説明を求めること、及び意見を聞くことができる。

（庶務）

第5条 会議の庶務は、徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課が所掌する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。